

総合生活改善闘争(2020春闘の取組み)全組合収束!

新型コロナウイルス感染症の影響が続く中でも、各組合の精力的な交渉・協議により 労働条件の改善・向上につながる幅広しい成果を獲得!

～「営業支援策の充実」や「賃金改善」で、「収入の向上」につながる回答を引き出す～

生保労連は、組合員のみなさんが「働きがい・生きがい」を実感できるよう、労働条件の改善・向上に向けた「総合生活改善闘争(2020春闘の取組み)」を展開してきました。その取組みの成果について、和歌山営業職員委員長と米田内勤職員・労働政策委員長に話を聞きました。

営業職員関係



営業現場で働く組合員のみなさんの期待・納得感に応えるために、「営業職員の実質的な収入の向上」をめざして取組みを推進してきましたが、その成果はどうでしたか。

「営業支援策の充実」「賃金改善」とも「収入の向上」につながる成果を獲得

和歌山副委員長：今春闘においても、「営業支援策の充実」を最重要課題と位置付けて取組みを推進しました。募集環境が厳しさを増す中、すべての組合がそれぞれの課題認識に基づき、精力的な交渉を行いました。その結果、「主力商品や第三分野商品、白地契約に対する特別計上・特別加算の実施」などを中心に、新年度の活動支援につながる幅広い回答が引き出されました。

また、「賃金改善」では「月例給与」で「支給規定上の改善」や、「新契約活動に対する労働評価」の充実、「保有・保全活動に対する労働評価」の充実など、「臨時給与」では「現行水準の向上」などの回答が引き出されており、春闘全体を通じて「実質的な収入の向上」につながる幅広い成果が得られたものと評価しています。

新型コロナウイルス感染症が営業活動に影響を及ぼす中、さまざまな変化にも柔軟に対応していけるよう、引き続き本取組みを推進していきたいと考えています。



▲和歌山副委員長



営業職員の採用・育成など「営業職員体制の発展・強化の取組み」では、具体的にどのような対応が引き出されましたか。

「採用・育成・教育面」と「活動面」それぞれで前進がはかれる

和歌山副委員長：今春闘でも、営業職員体制を取り巻く環境変化を踏まえ、「採用・育成・教育問題への取組み」と「効果的な活動の実践に向けた取組み」を推進しました。

「採用・育成・教育面」では「採用・育成実績に対する評価の充実」、「採用協力者への評価および支援・援助」など、また「活動面」でも「お客さまサービス活動に関する支援」など、幅広い成果が得られています。

今後も、営業職員のみなさんが安心して働き続けられる環境整備に向けて、引き続き本取組みを推進していく必要があると考えています。

内勤職員関係



今春闘では昨春闘に続き「年間総収入の向上」に取り組むことを統一要求基準として掲げ、取組みを推進してきましたが、その成果はどうでしたか。

複数の組合で「年間総収入の向上」につながる回答を引き出す

米田副委員長：内勤職員の「賃金改善」の取組みでは、各組合が統一要求基準を踏まえた要求を掲げ、精力的な交渉を展開しました。

その結果、複数の組合で「年間総収入の向上」につながる回答を引き出すことができました。具体的には、月例給与では「特定層の引上げ(広義ペア)」、臨時給与では「ファンド増額」「単年度の支給係数引上げ」「単年度限りの特別対応」などの回答が引き出されました。また、パート・契約社員の処遇改善では「臨給制度の新設」や「退職金制度の新設」、「一時金の支給」などの回答が引き出されました。

闘争期間中、新型コロナウイルス感染症の影響で交渉状況が大きく変化しましたが、各組合の精力的かつ粘り強い交渉により、組合員のみなさんの「働きがい・生きがい」の向上に資する取組みになったのではないかと考えています。



▲米田副委員長

ワーク・ライフ・バランスおよび統一共闘課題



今年度は、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組みとあわせ、「労働時間に関する課題の解決に向けた労使による改善策の協議・実行」をすべての組合が取り組む「統一共闘課題」として設定し、取組みを推進してきましたが、その成果について教えてください。

ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた多くの対応が引き出される

米田副委員長：今年度も労働時間に関する課題を「統一共闘課題」として設定し、年間を通じて取り組みました。「勤務関連ルールの遵守・徹底」「業務見直しの推進」「意識改革の推進」に一体で取り組むことを掲げ、各組合がそれぞれの課題認識にもとづき労使で取組みを進めた結果、「労働時間の実態把握の強化」や「年次有給休暇の取得促進」に加えて、「リフレッシュ休暇の有効期間延長」や「ボランティア休暇の新設」などの回答も多く引き出されました。

また、在宅勤務をはじめとしたテレワーク制度やフレックスタイム制度の拡充など、柔軟な働き方を後押しする成果も得られています。在宅勤務については、新型コロナウイルス感染症への対応として多くの組合員のみなさんが利用されたのではないかと思います。社会全体の働き方が大きく変化する中、労使で課題認識を共有し、具体的な改善策の協議・実行を進めていくことが一層重要になると考えています。

2020春闘は、各組合の精力的な交渉・協議により幅広い成果を獲得し収束しましたが、新型コロナウイルス感染症の今後の状況は未だ不透明です。

こうした中、生保労連は6月24日に書面にて開催した生命保険協会との労使協議会を通じて、各経営に対し「全ての組合員が将来への安心感を持ち、それぞれの職務に取り組める労働環境整備の重要性」を改めて訴えています。

今後も生保労連は、新型コロナウイルス感染症の状況を注視しながら、組合員のみなさんが安心して働くことができるよう、引き続き各組合と連携をとりながら取組みを進めていきます。